

5 障第 612 号
令和 5 年 9 月 20 日

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所等 の長 様
指定障害児通所支援事業所

長野市保健福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の受講に必要な
実務経験の例外的取扱いに係る指定権者への届出について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系において、サービス管理責任者等基礎研修（以下「基礎研修」という。）修了後にサービス管理責任者等実践研修（以下「実践研修」という。）を受講するために必要な実務経験（OJT）は「2年以上」とされていますが、令和 5 年 6 月 30 日に関係告示が改正され、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、障害福祉サービス等に係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、実践研修を受講するための実務経験（OJT）は例外的に「6 月以上」とされたところで

す。
ついては、当該指定権者への届出に係る取扱いを別紙のとおりとしますので、御了知願います。

長野市保健福祉部障害福祉課
指定給付担当 佐藤・伊藤
電話 026-224-8382
電子メール shougai@city.nagano.lg.jp